## [お知らせ] 水道水の放射性物質分析の分析頻度の変更について

九十九里地域水道企業団では、これまで原則毎月1回(第2週目の火曜日)に各浄水場の

原水及び浄水の放射性物質分析を実施してまいりましたが、平成28年度からは3ヶ月に1

回 (原則6月・9月・12月・3月の第2週目の火曜日) に分析頻度を変更いたしますので

お知らせいたします。

## 水道水の放射性物質分析について

- 1 水道水(浄水)の放射性物質に係る目標値
  - ① 平成24年3月31日まで

放射性ヨウ素 (<sup>131</sup>I) 300Bq/kg 放射性セシウム (<sup>134</sup>Cs 及び <sup>137</sup>Cs の合計) 200Bq/kg

② 平成24年4月1日以降

放射性ヨウ素 (131I)

対象から除外

(※半減期が短く周辺環境において検出されていないことから)

放射性セシウム (134Cs 及び 137Cs の合計) 10Bq/kg

- 2 分析対象試料及び分析頻度
  - ① 平成24年3月31日まで

浄水の分析を月曜日から金曜日の毎日(祝日は除く。)実施

② 平成26年3月31日まで

原水及び浄水の分析を毎週1回実施(原則毎週火曜日)

③ 平成28年3月31日まで

原水及び浄水の分析を毎月1回実施(原則第2週目の火曜日)

④ 平成28年4月1日以降

原水及び浄水の分析を3ヵ月に1回実施(原則6月・9月・12月・3月の第2週目の火曜日) ※3ヶ月に1回への分析頻度の変更については、下記の点を考慮しました。

- ・東日本大震災後の平成23年4月12日以降、測定結果については不検出が続いている点。
- ・水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(平成24年3月5日付け厚生労働省健康局水道課長通知)により、3ヶ月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3ヶ月に1回に減ずることができるとされている点。
- ※原水に対する目標値は設定されていませんが、厳格な浄水処理の必要性を判断するために原水 の分析も行います。
- 3 放射性物質分析の検出限界値
  - ① 平成24年3月31日まで

放射性ョウ素 ( $^{131}$ I) 5~ $^{10}$ Bq/kg 放射性セシウム ( $^{134}$ Cs 及び  $^{137}$ Cs それぞれについて) 5~ $^{10}$ Bq/kg

② 平成24年4月1日以降

放射性ヨウ素 (1311) 対象から除外

放射性セシウム (134Cs 及び 137Cs それぞれについて) 1Bg/kg 以下